

## 札幌・旭川で公契約集会在開催され、旭川市では公契約の検討結果が出される

川村 雅則

## 旭川と札幌で公契約集会在開催される

2018年11月20日に旭川市で、同年12月5日には札幌市で、それぞれ、公契約条例に関する集会在開催された。前者は、旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人弁護士）を中心とする実行委員会による主催、後者は、札幌市公契約条例の制定を求める会（以下「求める会」、代表：伊藤誠一弁護士）による主催である。どちらの集会在においても、公契約条例の制定ないし発展を通じて、暮らし、働き続けられる地域・まちづくりを目指すことが集会在タイトルにこめられた。

旭川市では、2016年12月の公契約条例（「旭川市における公契約の基本を定める条例」）制定時からちょうど2年を終えようとしていた。条例では、この2年の間に公契約条例の検討等を行うことが附則で定められていた。具体的な条文は次のとおりである。「市は、この条例の施行後、2年を超えない範囲内において、この条例の運用状況について学識経験者その他市長が適当と認める者の意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」。市からこの検討結果が発表されるタイミングを念頭におき、旭川市における公契約条例の発展を——より直接的には、賃金保障型条例への発展を祈念して、集会在を開催した。

両集会在とも多くの参加者にめぐまれ成功裏に終わった。札幌集会在のようすは、正木（2019a）に詳細にまとめられているので、旭川集会在について簡単に整理する。



2018年11月20日、旭川集会在にて報告する筆者

## 公務労働の担い手全体と現場の把握の必要性

旭川集会在では、代表の小林史人弁護士が開会挨拶を兼ねて「旭川ワーキングプア研究会のあゆみ」を紹介した後、二つの基調報告と二つの労働組合からの現場報告が行われた。

まず前者では、先行自治体の経験や実績などをベースとした「公契約条例を学ぶ——旭川市公契約条例発展のために」と題する筆者の報告と竹本康志弁護士（旭川市契約審査委員会委員）による「旭川市公契約条例の検討状況」の報告が行われ（竹本報告については、次の項を参照）、次に後者として、森川裕美（旭川市職労）による「自治体職場にみる雇用の非正規化」と、須貝卓矢（建交労旭川支部）による「公共工事現場の賃金実態」が報告された。

臨時・非常勤職員を対象とした労働組合による調査の結果（有効回答1,183人）に基づく森川報告によれば、仕事の負荷について回答者の4割が「正職員と同等」か「正職員以上」と回答し、働く上での不安（複数回答可）について

5割超が「雇用が不安定」を、4割が「賃金面」をあげ、今後も市役所で働きたいかとの問いには8割以上が「長く働きたい」と回答していたという。森川報告は、公契約運動においては、自治体に直接雇用（任用）されている臨時・非常勤職員の現状も視野に入れた取り組み、すなわち、公務労働全体を見渡した取り組みが必要であることを感じさせるものであり、なおかつ、毎年の引き上げが続く公共工事設計労務単価が現場労働者の賃金に反映されていない事実を示した須貝報告ともども、現場に足を踏み入れることの必要性を示すものであった。

### 公契約・公契約条例に関する検討結果が旭川市によって取りまとめられる

旭川市契約審査委員会によって『旭川市における公契約の基本を定める条例』に関する検討結果報告書』（以下、『報告書』）がとりまとめられ、2018年11月下旬に公表された（市のウェブサイトからダウンロード可）。『報告書』の詳しい内容は、正木（2019b）で整理されているので、ここでは、筆者の問題関心にに基づき簡単にコメントを加えておく。

我々の関心事はやはり、条例の4つの基本方針の一つひとつが検証された箇所（『報告書』の第4）であり、とりわけ、「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」の検討結果がどうまとめられているか、ということであった。

ただ、ある程度予測されていたことであるが、結論から言えば、賃金下限額を制定することに関しては「本委員会としての統一的な結論を見いだすことはできず、両論の併記となっている。もっともその上で、条例の実効性確保や適正な発注行政を行う上でも、実態の把握を進めるべきという主張が『報告書』の随所でみられた点は、積極的に受けとめたい。

さて、この第4の2では、①公契約従事者の賃金の上乗せ（直接的効果）、②自治体が適正

### 『報告書』の構成・目次

はじめに
第1 委員会開催日及びテーマ
第2 公契約条例制定に係る経緯
1 公契約を取り巻く現状
2 公契約条例の制定経過
3 旭川市契約審査委員会における検討
第3 公契約の状況
1 旭川市のこれまでの取組
2 他都市における公契約条例の状況
第4 公契約条例に関する意見
1 基本方針「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」について
2 基本方針「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」について
3 基本方針「品質及び適正な履行を確保すること」について
4 基本方針「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」について
5 まとめ
第5 資料〔略〕

と考える賃金の認知（間接的効果）、③公金の使途の透明性（その他の効果）が賃金下限額の規定で期待される効果としてあげられている。一方で、賃金下限額の規定に当たっての課題としては、①適用できる契約に限られる、②賃金増額の一過性、③受注者の負担の増加、④雇用契約及び関係法令等との整合性があげられている。こうした課題、懸念が委員会内（あるいは行政内）であがっているという事実があり、それへの応答が我々の側に求められていることをまずは確認したい。とくに課題の①②にも関わることであるが、民間を含む労働者の賃金にもどう影響を与えるか、また、地域経済の活性化や産業振興にどうつなげるかという点に関して、中小企業振興条例や地域における労使団体の集

団交渉などを組み合わせながら、公契約条例による効果を広く波及させる制度設計の構想が必要ではないか。業界団体との懇談で感じているそのことを強調しておく。

なお、先に述べたとおり、『報告書』第4の2では、労働環境に関する自治体の積極的な関与が必要とする意見と、逆に、慎重な姿勢であるという意見が併記であげられているのだが、その後、共通性のある意見として、次のことが示されている。

- 条例の実効性を見るためにも、制定前と制定後の賃金を比較する必要がある。面談が難しいのならアンケート調査などにより把握しなければ実効性が見えない。
- 実際に支払った賃金と設計労務単価との乖離についても具体的な金額を把握しておくべき。
- まず市が求める賃金が支払われたかどうかを調べる仕組みを作るべき。
- 賃金の支払い実態は発注金額の適正化にも資するので調査すべき。

本誌に掲載された拙稿でも繰り返し述べてきたことと共通する認識であり、積極的に受けとめたい。

## まとめに代えて

年明け（2019年）、「求める会」では、業界団体（札幌建設業協会、札幌商工会議所、北海道中小企業家同友会）を訪問し、公契約条例に関する意見交換・懇談を行った。条例案が議会に提案されていた2012～13年と異なり、風を起こすのはそうたやすいことではないが、一方で、人手不足や道外への人口流出という現状に対する危機感や労働環境の整備の必要性については、思いを共有できるという印象をもった。またこの4月に予定されている議員選挙の予定候補者に対する公開質問に取りかかったところである。



2019年2月6日、公開質問状を札幌市議会各会派の事務局に届ける

2月6日には、公契約条例制定への賛否を問う質問状と、公契約条例に関する論文を札幌市議会各会派の事務局に届けてきた。

濱野（2018）や上林（2018）など、すでに制定された公契約条例に関する情報の蓄積も進んでいる。筆者も幾つかの自治体で視察を行っている。議員候補者にはこうした成果はもちろんのこと、自らのまちの入札・契約行政、そして現場の実態に基づきながら、公契約の適正化・条例の制定に関する判断をしてもらいたいと考えている。そのためにも引き続きの情報収集につとめる所存である。

（かわむら まさのり 北海学園大学教授）

## （参考文献）

- 濱野恵（2018）「公契約条例の現状—制定状況、規定内容の概要—（資料）」『レファレンス』第812号（2018年9月号）所収。
- 上林陽治（2018）「公契約条例の現状と要件」『北海道自治研究』第594号（2018年7月号）所収。
- 正木浩司（2019a）「(TOPIC) 19年統一地方選に向け、札幌で公契約条例集会開催」『北海道自治研究』第600号（2019年1月号）所収。
- 正木浩司（2019b）「資料紹介『旭川市における公契約の基本を定める条例』に関する検討結果報告書』について」『北海道自治研究』第600号（2019年1月号）所収。